



7 環 対 第 32 号
令和 7 年 6 月 3 日

LEGOLAND Japan 合同会社
代表社員マーリン・エンターテインメンツ・
グループ・ホールディングス・リミテッド
職務執行者 本多 良行 様

名古屋市長 広 沢 一 郎

LEGOLAND JAPAN に係る環境影響評価その他の手続の再実施について
(通知)

令和 7 年 5 月 30 日付けで提出されましたみだしの事業に係る事業内容の変更の届出について、名古屋市環境影響評価条例第 31 条第 3 項の規定に基づき、当該変更後の対象事業について環境影響評価その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があるか否かを下記のとおり判断しましたので、同項の規定によりその結果を通知します。

記

名古屋市環境影響評価条例第 4 章に規定する環境影響評価の手続並びに第 5 章に規定する工事着手届、事後調査計画書（工事中）及び事後調査計画書（供用開始後）の手続を再度行う必要はない。

(環境局地域環境対策部地域環境対策課 TEL : 972-2697)

LEGOLAND JAPAN に係る事業内容の変更の届出に対する市長の判断

1 変更前の当該事業の環境影響評価について

(1) 環境影響評価書における内容等

当該事業は、平成 26 年 6 月 20 日に環境影響評価書、令和 5 年 7 月 14 日に事後調査結果中間報告書（工事中）（その 3）が提出されている。環境影響評価書における事業計画（概略）は、以下のとおりである。

【事業名称】	LEGOLAND JAPAN
【事業予定地の位置】	名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7 番地の一部
【土地の面積】	約 13ha
【地域・地区】	商業地域、防火地域、臨海部防災区域（第 1 種区域）、緑化地域、臨港地区
【施設概要】	アトラクション施設、飲食施設、物販施設
【駐車台数】	0 台（本施設を利用する来客用車両は、近隣に整備された集約駐車場を利用しており、ピーク時の駐車台数は約 3,000 台を計画している。また、本施設の管理に係る車両も、同様に集約駐車場を利用している。）
【日最大利用者数】	平日 約 13,000 人/日、休日 約 23,000 人/日

(2) 環境影響評価書における環境影響評価の項目

上記の事業計画に係る環境影響評価書における環境影響評価の項目は、以下のとおりである。

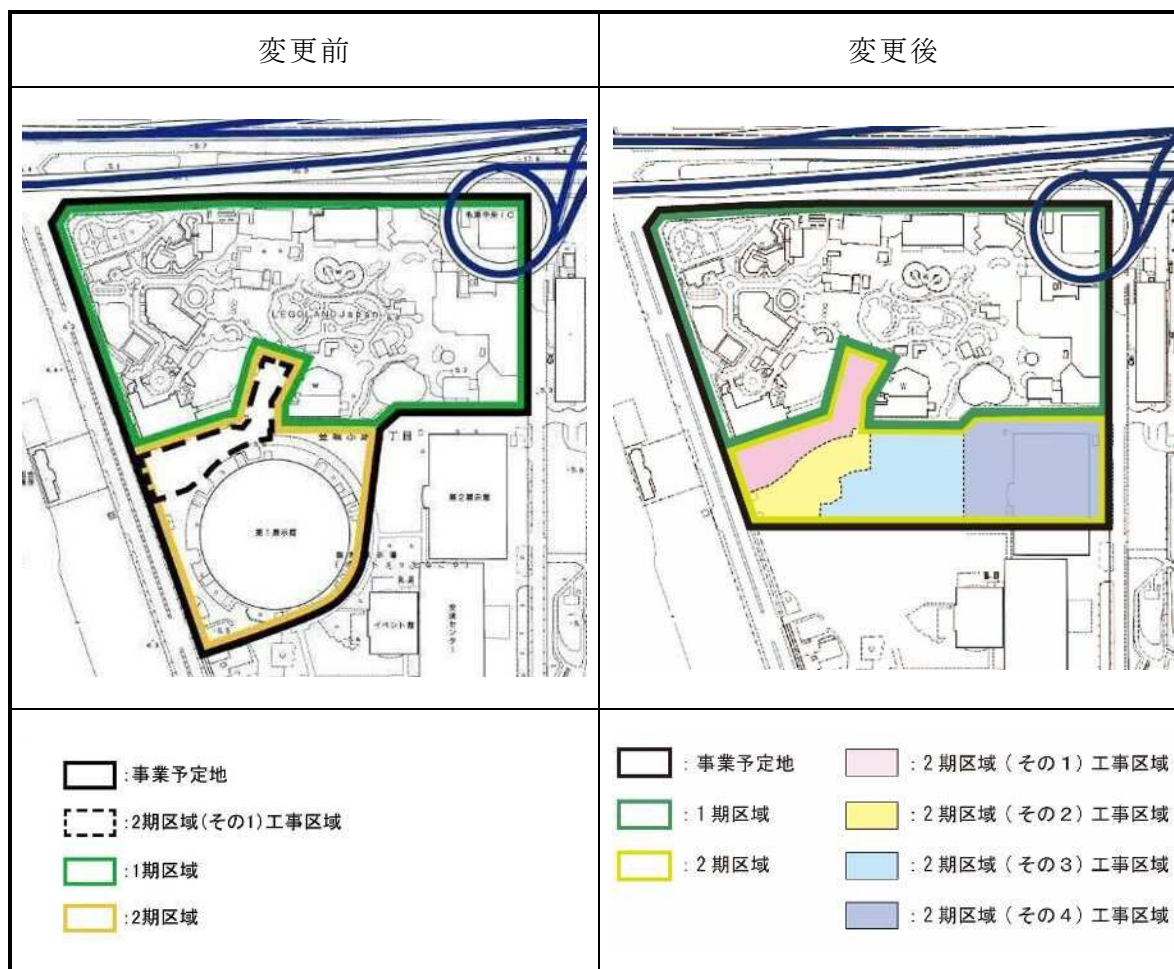
- 大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん）
- 騒音（建設作業騒音、道路交通騒音、施設騒音）
- 振動（建設作業振動、道路交通振動）
- 水質・底質（水素イオン濃度、浮遊物質、砒素、ふっ素、ほう素、化学的酸素要求量、全窒素、全磷）
- 土壌（砒素、ふっ素、ほう素）
- 景観（地域景観） ○廃棄物等（廃棄物等）
- 温室効果ガス等（温室効果ガス、オゾン層破壊物質）
- 安全性（交通安全） ○緑地等（緑地の状況）

2 事業計画の変更の内容

当該事業における変更の内容は、事業計画の進捗に伴い、事業予定地（2期区域）の位置及び形状を変更するものである。

なお、事業の用に供する土地の面積については変更はない。

事業の諸元	変更前	変更後	変更内容
事業の用に供する土地の位置			供用に適した四角形の形状（下図参照）



3 事業計画の変更に伴う環境影響評価について

(1) 環境影響評価の項目及び予測・評価手法について

当該事業に係る事業計画の変更の内容により、新たに環境影響評価の項目として追加すべき環境要素はなく、また、予測・評価手法についても変更はないと考えられる。

(2) 当該変更に係る環境への影響の程度について

ア 工事中について

事業計画の変更に伴い、以下の環境影響評価項目について、環境への影響の程度に変更が生じる可能性があると考えられるが、事業内容の変更の届出の別添資料に示されているとおり、環境への影響の程度は変更前と比較し、同等またはそれ以下となると考えられる。

また、その他の環境影響評価項目については、事業計画の変更による変化がないことから、環境への影響の程度は変更前と比較し、同等となると考えられる。

- 大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）：建設機械の稼働、工事関係車両の走行
- 騒音（建設作業騒音、道路交通騒音）
- 振動（建設作業振動、道路交通振動）
- 廃棄物等（廃棄物等）
- 温室効果ガス等（温室効果ガス）：建設機械の稼働、工事関係車両の走行
- 安全性（交通安全）

イ 存在・供用時について

事業計画の変更に伴い、以下の環境影響評価項目について、環境への影響の程度に変更が生じる可能性があると考えられるが、事業内容の変更の届出の別添資料に示されているとおり、環境への影響の程度は変更前と比較し、同等またはそれ以下となると考えられる。

また、その他の環境影響評価項目については、事業計画の変更による変化がないことから、環境への影響の程度は変更前と比較し、同等となると考えられる。

- 騒音（施設騒音）：新施設の供用
- 景観（地域景観）：新施設の存在
- 緑地等（緑地の状況）新施設の存在

(3) 変更内容に対する関係地域について

当該事業に係る事業計画の変更内容から、関係地域を変更する必要はないと判断する。

4 変更後の対象事業に係る環境影響評価の再手続についての判断

今回の事業計画の変更では、名古屋市環境影響評価条例第4章に規定する環境影響評価の手続並びに第5章に規定する工事着手届、事後調査計画書（工事中）及び事後調査計画書（供用開始後）の手続を再度行う必要はないと判断する。

名古屋市環境影響評価条例（抄）

- 第31条** 事業者は、第10条の規定による告示が行われてから第29条の2第6項の規定による供用開始後の事後調査結果報告書の告示が行われるまでの間に第9条第1項第2号に掲げる事項のうち、対象事業の目的及び内容を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、変更予定年月日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該変更を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による届出には、当該届出の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該届出の日から起算して規則で定める期間内に、当該変更後の対象事業について第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があるか否かを判断し、その結果を当該事業者に通知するものとする。
 - 4 前項の場合において、市長は、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
 - 5 市長は、第3項の規定による通知をしたときは、その旨を告示し、第1項の規定による届出及び当該通知の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
 - 6 事業者は、第3項の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要がある旨の通知を受けたときは、当該通知に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を行わなければならない。
 - 7 第25条の規定は、前項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続を行うこととなった事業者について準用する。この場合において、第25条中「告示」とあるのは「告示（同条の規定による告示が行われ、かつ、第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が再度行われた後に行われるものに限る。）」と読み替えるものとする。